担保関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、担保関係事務（日本銀行と担保に関する基本約定（担保に関する基本約定（適格外国債券担保用）を含む。）を結んだ金融機関等が日本銀行に差入れる担保に関する事務をいう。以下同じ。）についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）の利用に関する基本的な事項を定めるものとする。

（担保差入等の方法）

第２条　オンライン担保差入先（担保に関する基本約定第２条第６号のオンライン担保差入先をいう。以下同じ。）は、日本銀行が別に定める場合を除き、担保差入の申出および振決国債を担保として差入れる場合における日本銀行名義の参加者口座への振替の申請を、日銀ネットを利用して行わなければならない。また、オンライン担保差入先のうち機構加入者（振替社債等の担保差入に関する規則に規定する機構加入者をいう。）が振替社債等（担保に関する基本約定に規定する振替社債等をいう。以下同じ。）を担保として差入れる場合における機構における日本銀行名義の機構加入者口座（振替社債等の担保差入に関する規則に規定する機構加入者口座をいう。）への振替申請を日本銀行が代わって行うことの依頼についても同様とする。

（担保返戻依頼の方法）

第３条　オンライン担保差入先は、日本銀行が別に定める場合を除き、担保の返戻の依頼を、日銀ネットを利用して行わなければならない。

（照会）

第４条　オンライン担保差入先は、その担保関係事務に関する事項で日本銀行が別に定めるものについては、日銀ネットを利用して照会することができる。

（事務処理の通知）

第５条　日本銀行は、オンライン担保差入先の属する金融機関等の担保の返戻を行った場合その他の場合において、日本銀行が別に定めるときは、当該金融機関等の指定するオンライン担保差入先（当該金融機関等に属する先に限る。）に対し、日銀ネットによりその旨を通知する。

２．オンライン担保差入先は、前項の規定による通知の内容について異議のある場合には、直ちに日本銀行にその旨を連絡するものとする。

（手数料の支払義務）

第６条　利用金融機関等（日本銀行との間で担保関係事務についての日銀ネットの利用に関する約定を結んだ者をいう。以下同じ。）は、担保関係事務についての日銀ネットの利用に関して、日本銀行が別に定める手数料を、日本銀行が別に定める方法により支払うものとする。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第７条　日本銀行は、日銀ネットの障害等によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または利用金融機関等にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

（所要事項の決定等）

第８条　日本銀行は、担保関係事務についての日銀ネットの適切な利用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

（解約等）

第９条　日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに当該利用金融機関等との担保関係事務についての日銀ネットの利用に関する約定を解約し、または当該利用金融機関等による担保関係事務についての日銀ネットの利用を一定期間制限することができる。

（１）利用金融機関等がこの規則に違反したとき。

（２）利用金融機関等が第７条の規定により日本銀行が指示した事項に違反したとき。

（３）利用金融機関等が前条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき。

（４）利用金融機関等が日本銀行金融ネットワークシステム利用基本規則（以下「利用基本規則」という。）に違反したとき。

（５）利用金融機関等が利用基本規則第１０条の規定により日本銀行が指示した事項に違反したとき。

（６）利用金融機関等が利用基本規則第１１条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき。

（７）その他担保関係事務についての日銀ネットの円滑な利用を阻害するおそれがあると日本銀行が認めたとき。

（規則の改正）

第10条　日本銀行は、担保関係事務についての日銀ネットの適切な利用を確保するため、必要がある場合は、この規則を改正することができる。